

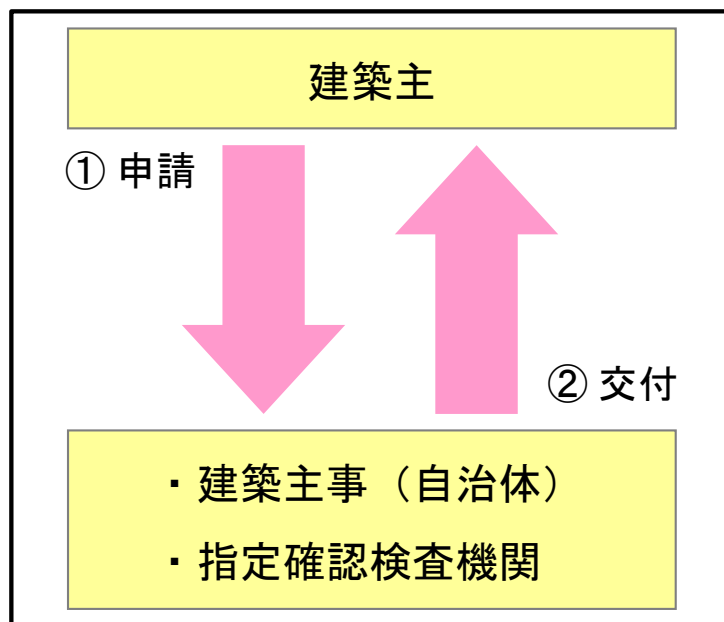
# 図書省略大臣認定(鉄骨工場)

## 図書省略大臣認定制度(鉄骨工場)※1の概要

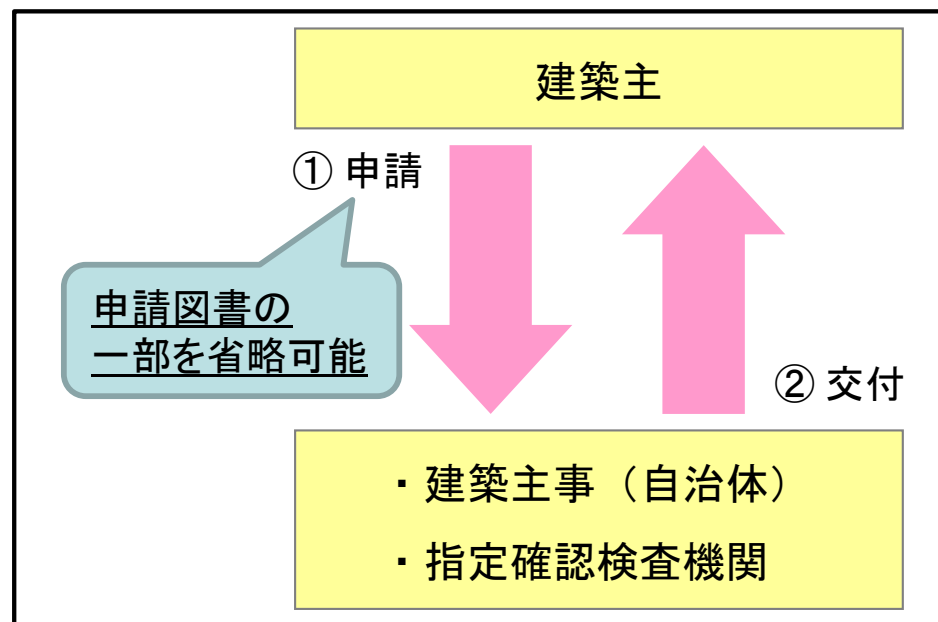
- 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」の安全性を国土交通大臣が認定。
- 大臣認定書の写しを添えることにより、建築確認申請において、当該溶接部に係る構造詳細図を省略することができる。
- 大臣認定では、当該溶接部の適用範囲(使用される建築物の規模等)に応じて、5区分のグレードに分け、工場での管理体制等を審査(書類審査及び工場審査)。
- 大臣認定にあたって、品質管理体制の要件として、鉄骨製作管理技術者や、建築鉄骨検査技術者の配置を求めているところ。

※1. 建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項第一号イ及びロ(1)の規定に適合するものとして大臣が認める制度。

### 〈建築確認の流れ(通常)〉



### 〈建築確認の流れ(図書省略)〉



## 認定グレード区分と適用範囲

区分		J	R	M	H	S
建物規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低層</li> <li>・小規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中層</li> <li>・中小規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高層</li> <li>・中規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高層</li> <li>・大規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層</li> <li>・大規模</li> </ul>
高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13m以下</li> <li>・軒高10m以下</li> <li>・3階以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ20m以下</li> <li>・5階以下</li> </ul>	制限なし	制限なし	制限なし
延べ床面積		500m <sup>2</sup> 以内	3000m <sup>2</sup> 以内	制限なし	制限なし	制限なし
使用鋼材	強度	400N級鋼	400N級, 490N級鋼	400N級, 490N級鋼	400N,490N 520N級鋼	制限なし
	板厚	16mm以下	25mm以下	40mm以下	60mm以下	

# 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

令和7年版

令和7年3月21日 国営建技第5号  
最終改定 令和7年5月12日 国営建技第1号

この標準仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。また、この標準仕様書は、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準です。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール（<http://www.mlit.go.jp/link.html>）をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

## 7章 鉄骨工事

### 1節 共通事項

#### 7.1.1 一般事項

この章は、構造上主要な部材に鋼材を用いる工事に適用する。また、1章 [各章共通事項] と併せて適用する。

#### 7.1.2 基本 requirements 品質

- (1) 鉄骨工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) 鉄骨は、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置に架構されていること。
- (3) 鉄骨は、構造耐力、耐久性、耐火性等に有害な欠陥がなく、接合部及び定着部は、作用する力を伝達できるものであること。

#### 7.1.3 鉄骨製作工場

- (1) 鉄骨製作工場の加工能力等は、**特記**による。
- (2) 施工管理技術者を配置する場合は、施工管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。
- (3) 選定した鉄骨製作工場の加工能力等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- (4) 選定した鉄骨製作工場の品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督職員に提出する。

#### 7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者

- (1) 鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置は、**特記**による。
- (2) 鉄骨製作工場における施工管理技術者は、鉄骨造建築物の設計、施工等に関わる指導及び品質管理を行う能力を有する者とする。また、当該工事の鉄骨製作に携わるとともに、品質の向上に努める。
- (3) (1)及び(2)以外は、1.3.2 [施工管理技術者] による。